常務理事	事務局長	担当者
適用区分		

下記のいずれかの□に✔を入れてください。

※ チェックがない場合、非課税証明書の添付がない場合は、限度額認定証を発行します。

□ 健康保険限度額適用認定申請書

□ 健康保険限度額適用・標準負担減額認定申請書

(被保険者が 住民税非課税の場合)

受付日付印

※ 健康保険限度額適用・標準負担減額認定証を申請される場合は、住民税非課税証明書を添付してください。

	被保険者欄			
被保険者証の記号番号	(記号)	(番号)	被保険者の 氏 名	
被保険者の住所	Ŧ			
政体験者の住別			昼間連絡のとれ	LSTEL:

	適用対象者欄									
氏名					続柄	生年月日		年	月	日生
使用期間		年	月	日	~	左	F	月	日	
上記住所と別のところに 送付を希望する場合 その送付先	Ŧ									

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、 高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。 限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、 マイナ保険証をぜひご利用ください。

70歳未満の方の高額療養費自己負担限度額(月額)

【 】内の額は、4回目以降の限度額

atint store			to a large tetr
種類	所得区分	区分	自己負担限度額
限度額適用 認定証	標準報酬月額	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
	83万円以上	,	【140,100円】
	標準報酬月額		167,400円+(医療費-558,000円)×1%
	53万~79万円	1	【93,000円】
	標準報酬月額	Ď	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
	28万~50万円	9	【44,400円】
	標準報酬月額	工	57,600円
	26万円以下		【44,400円】
限度額適用・ 標準負担減額 認定証	住民税 非課税	オ	35,400円 【24,600円】

70歳以上の方

標準報酬月額が28万円から79万円の方 「限度額証」をご申請ください。

標準報酬月額が83万円以上の方 標準報酬月額が26万円以下の方

高齢受給者証の提示で限度額までの負担となりますので、「限度額証」の申請は不要です。

有効期限	自	年	月	日
期限	至	年	月	日

※ 発効年月日は、申請書の受付(健保組合到着)月の1日となり、

有効年月日は、最長で

限度額認定証:翌8月31日までとなります。

減額認定証:翌7月31日までとなります。

※ 申請書送付先:〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-16-11 EDGE日本橋蛎殻町ビル6F エンターテイメント健康保険組合